

医療従事者の賃金改善について

当院は入院ベースアップ評価料 43(1日につき 43 点)を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善(賃金引き上げ)を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- ・算定対象:当院に入院されている患者様
- ・対象職員:医師を除く当院に勤務する全職員(看護職員・看護補助者・医療事務・薬剤師・検査技師・リハビリ職員・栄養士等)

※令和8年改定により40歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、入院医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。